

東京都の国分寺崖線における緑地環境の保全とその適正利用 —保全主体間の関係性を中心にして—

A Study on the Conservation of Green Environment and its Wise Use in the Zone of Kokubunji Escarpment; Focusing on Relationships between Conservation Actors

桜井昌紀*・小原規宏**・菊地俊夫***
Masaki Sakurai Norihiro Obara Toshio Kikuchi

摘要

本論文では東京都の国分寺崖線の緑地環境において、緑地保全の主体間の相互関係に注目して緑地保全のメカニズムの比較分析を行った。事例地域で現地調査を行った結果、国分寺崖線における緑地保全は地域によって違いがあることが明らかになった。小金井市南東部では政策的な保全が効果を発揮しており、行政による緑地の整備や利用が進められていることが明らかになった。一方、世田谷区西部では市民団体が緑地の維持管理をボランティアで行っており、行政や地域住民の保全活動の仲介役になっていることが明らかになった。このように、現在の国分寺崖線沿いでは地域ごとに保全主体が多数分布している状況であり、それらの保全主体間の相互協力体制やまとめ役となる大きな組織は存在していない。さらに、地域の自然環境、歴史文化、社会経済などを総合的に考慮した保全活動も十分に行われていない。そのため、各地域において保全の課題が生まれており、地域レベルでの緑地保全では限界が生じている。このような状況を打開するため、国分寺崖線全体で緑地保全に関する知識や活動の共有が必要である。本論文では河川的环境保全活動における流域思考を援用し、国分寺崖線においても流域思考に基づく保全の必要性を説明した。かくして、国分寺崖線において流域思考による緑地保全を進めていくには、環境教育による保全の意識や活動の広がりが必要な緑地保全のモデルになるといえる。

1. はじめに

高度経済成長期以降、良好な生活環境の構築が重要視されるなかで、都市域の市街地内部における緑地の減少が大きな問題となっている。緑地の減少の第一の要因は都市的土地利用の拡大である。緑地にとって都市的土地利用との競合は経済地代や土地課税の視点からも不利な状況にあった。そのため、必然的に都市的土地利用が拡大し、空間的に過密となった市街地内部において、可能な限り多くの緑地を確保し整備することは重要な課題となっている(松本 2001)。旧建設省が1994(平成6)年1月に定めた環境政策大綱のなかでは、環境負荷の軽減、自然との共生、アメニティの創出を図るために都市環境計画に基づいた環境共生都市の整備が挙げられた(丸田 2005)。環境共生都市の実現には市街化区域と市街化調整区域の線引きも含め、

市外地内緑地の整備やそれに携わる行政や市民活動の連携など総合的な取り組みが求められている。

市街地内部の緑地について扱った先行研究は地理学・都市計画学・造園学・工学・景観学など、多分野で行われており、緑地の扱われ方は研究の分野や視点によって多種多様である。しかし、研究分野それぞれで緑地の位置づけは多少変わるものの、市街地内部における緑地研究の内容は大きく三つに分けられる。すなわち、公園や農地も含めた市街地内部の緑地の利用価値、機能、地域の特徴について明らかにしたもの(東, 1995; 犬井, 1982; 鷹取, 2000; 武内・松木, 1987; 刀根ほか, 2005; 松本, 2001; 丸田, 1983, 1994; 三浦, 1995; Lawrence, H. W., 1993)、緑地の減少とその要因のプロセスを明らかにしたもの(佐々木, 1981; 橋詰, 1980; 柳川, 2006; 山鹿, 1971; Rowntree, R. A., 1984)、緑地保全活動における保全主体やその連携について現状や課題を明らかにしたもの(東, 1995; 齊藤・山本, 1998; 関, 1997; 武内ほか, 2001; 田中ほか, 1999; 中島ほか, 2006; 橋詰, 1994, 1997, 2002)である。

*多摩永山情報教育センター

**茨城大学人文学部社会科学科
〒192-0397 茨城県水戸市文京 2-1-1

e-mail n-obara@mx.ibaraki.ac.jp

***首都大学東京都市環境科学研究科

〒000-0001 東京都八王子市南大沢 1-1 (9号館)

e-mail kikuchan@tmu.ac.jp

既存の研究は市街地内部における緑地の変化や機能、および保全活動などをミクロ的、あるいはマクロ的な視点で明らかにしており、モノグラフ的な知見の蓄積に貢献してきた。特に、緑地の変化や機能に関しては多数の事例研究も重ねられ、諸環境との関わりから体系的に議論が進められた。その結果、市街地内部の緑地の機能や変化プロセスはかなり明確になってきている。しかし、既存の研究では行政と地域住民、および市民団体などの各保全主体間の相互の連携や協力の組織づくりの必要性を最終的に述べているが、そうした仕組みを構築する方法やライビングフォースについて考察しているものはほとんど存在しない。その原因として、先行研究では個々の保全主体へのアンケート調査や聞き取り調査とその分析によって緑地保全のメカニズムや保全主体間の連携不足を説明しているものが多く、実態報告の域を脱していないことが挙げられる。

従来の緑地保全に関する研究では、保全の客体となる緑地に関して、その歴史性や地域性などの諸要素が個々の保全の方法やコンセプトにどのような影響を与えてきたか十分に議論されていない。そのため、個々の主体が緑地保全に向けて影響力を発揮する要素の序列化や影響の強さの違いが整理できていないことも、研究が実態報告の域を脱していない大きな理由の1つであった。このような視点から、本研究は市街地内部の緑地保全に関して、保全主体間の関係に着目しつつ、保全のプロセスや保全方法を包括する保全のメカニズムを明らかにすることを第一の目的にした。加えて、本研究は緑地保全に関する課題を解決する適切なモデルを提示する。このことは、今後の市街地内部の緑地における保全の組織構築や枠組みづくりに大いに役立つと考えられる。また本研究は、都市の市街地内部で緑地保全に向けた取り組みが進んでいる国分寺崖線緑地を事例地域として、緑地という環境資源と管理主体間の関係性という視点から、緑地の保全管理と適正利用について考察する。

11. 国分寺崖線の概要

国分寺崖線の北西端は立川市の北東にはじまり、国立駅の東で JR 中央線を横切って、主に国分寺市、小金井市、三鷹市、調布市、世田谷区にまたがって、大田区の田園調布へと続いている。国分寺崖線は比高 10~20m の崖の連続線である (図 1)。貝塚 (1979) によると、国分寺崖線は古多摩川によって武蔵野段丘南岸

が削られた結果できた段丘崖線である。崖線直下の野川は古多摩川の名残川であり、古くは先土器文化時代からの先史時代遺跡が崖線に沿って分布している。野川谷頭の近くには武蔵国の国分寺が造営され、また野川沿いには水田が古くから立地していたなど、崖線沿いはいわば古代武蔵の重要な生活文化の基盤になっていた。また、崖線の崖下では湧水が各所でみられ、場所によっては寺院や神社が建つなど地域のシンボルの存在になっている場所もある。森林や農村の景観の美しさから、大岡昇平の『武蔵野夫人』や国木田独歩の『武蔵野』といった小説にも国分寺崖線の風景がところどころ描かれている。国分寺崖線は古くから「ハケ」の愛称で親しまれており、それらの小説にも「ハケ」という名称は多く用いられている。

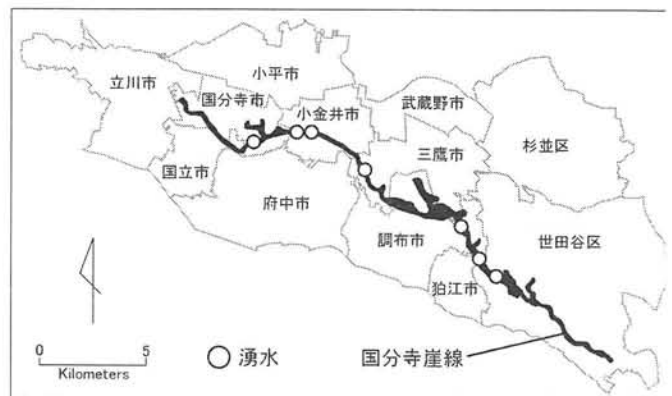


図 1 国分寺崖線流域と湧水の分布

(資料：国土地理院地形図と細密数値情報)

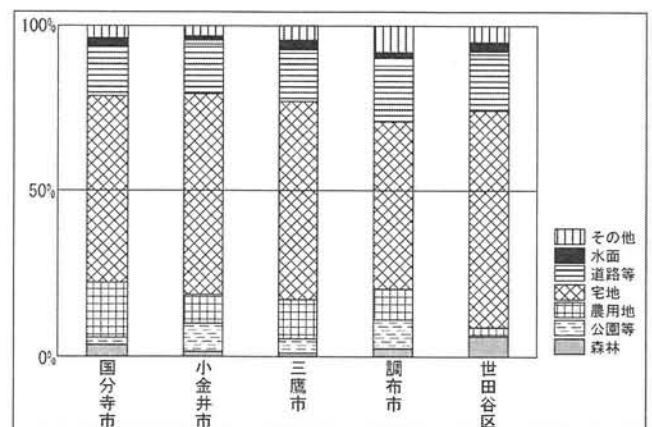


図 2 国分寺崖線流域における市区別の土地利用の構成比

(2002年)

(資料：東京都統計年鑑)

国分寺崖線沿いには湧水や雑木林をはじめとした自然の環境資源が各地に点在しており、保全のための自然的要素もある程度分散している。国分寺崖線の長さについては諸説あるが、本研究では緑地保全の実態を調べる際に、明確に崖線の存在を確認できることから、

東京都国分寺市から世田谷区にかけての崖線を研究対象とした。さらに、管理主体の関係性という視点から考察するため、より多くの主体が関与している公共用地としての森林や公園などが緑地に占める割合の大きい小金井市（61%）と世田谷区（68%）の崖線を研究対象として取り上げた（図2）。

III. 国分寺崖線における緑地保全のメカニズム

3. 1 小金井市南東部における緑地保全のメカニズム

小金井市の国分寺崖線において緑地が面的に多く分布しているのは、小金井市中町四丁目と一丁目、および東町五丁目にかけての崖線沿いである。これらの地区は西を小金井街道に、東を西武多摩川線に、北を連雀通りに、南を野川に囲まれている。最寄り駅の JR 中央線の武蔵小金井駅と西武多摩川線の新小金井駅はいずれも徒歩で小金井の崖線緑地から 10～20 分圏内に位置している。小金井市の崖線緑地は高度経済成長期以降、林地やそれに付随した農地が宅地に転用され、緑地面積は急速に減少した。崖線下部の地域には崖線の湧水を集めて流れる野川があり、それは多摩川の支流の1つである。野川は 1960 年頃には下水が流れ込み、水質汚染が問題視されていた。その後、野川の保全活動によって 1980 年頃には自然環境が復元され、現在では清流が戻り、生物種の多様性も維持されるようになった。しかし近年では、水量の減少による水涸れが問題となっており、それは崖線を含め周辺地域の土地開発による雨水の浸透が減少したことなどが理由として挙げられる。小金井市では野川の水涸れを防ぐため、各家庭や公共施設などに雨水浸透弁設置の協力を呼びかけ、設置に対する助成金も出している。

小金井市南東部の崖線周辺における 1974 年の土地利用を示した図 3 によると、小金井街道と連雀街道に沿った武蔵小金井駅に近い台地の部分では宅地が広がり、崖線の上部と下部の地域では宅地と造成地と緑地がモザイク状に入り混じっていることがわかる。その他は農家が崖線の下部や崖線上に、あるいは崖線の上部に点在し、農地は崖線の下部の野川沿いや崖線の上部の台地東部にみられた。東部には野川の北側に都立武蔵野公園があり、芝生の整備などはまだ完全になされていないものの公園緑地が広がっていた。また、この地域の西部には後に環境保全緑地に指定される農家の屋敷林や、金蔵院と小金井神社の屋敷林、および小金井第二中学校という公共施設の緑地も立地していた。

次に、小金井市南東部の崖線周辺における 1992 年の

土地利用を検討すると（図 4）、武蔵小金井駅に近い崖線沿いの地域で樹林地や造成地が減少していることがわかる。小金井街道や連雀通り沿いでは、駅への近接性や交通アクセスを反映して、林地や農地などの緑地が宅地や商業施設に転用されている。野川沿いの農地も小規模なものは農家の世代交代や相続を契機にして、宅地に転用されている。連雀通り沿いの台地には大型店舗の商業施設も立地するようになった。以上に述べた緑地減少の一方で、社寺林は変化がなく、農家も依然として残存している。このように、武蔵野公園や社寺林などの大きな面積の樹林地には変化がほとんどないが、小さく分散した緑地は宅地に転用されていく傾向を強くしている。また、緑地減少を土地条件を踏まえて検討すると、崖線の上部と下部では緑地から都市的土地利用の転換が著しかったが、崖線上の緑地についてはほとんど変化がみられなかった。

さらに、小金井市南東部の崖線周辺における 2006 年の土地利用をみると（図 5）、緑地面積は 1992 年からあまり変化していないことがわかる。しかし、小金井街道や連雀通り沿いには中高層なマンションやアパートが建てられ、市街地の都市的土地利用において高層化がはじまったことがわかる。野川沿いの農地は生産緑地になり、一部では農地の造成地化が著しくなった。全体的にみると、緑地面積の減少が抑制されているが、農地以外の緑地では依然として都市的土地利用への転換が少なからずみられた。特に、この時期における都市的土地利用への転換では、崖線周辺の限られた土地を有効に利用するため、土地の細分化や建築物の高層化が多くみられるようになった。

以上に述べてきた小金井市南東部における土地利用の変化をまとめると、1974 年から 1992 年にかけては樹林地と小規模農地の宅地化が起きた。武蔵小金井駅周辺を中心に崖線の下部の樹林地や野川沿いの農地が宅地に転用され、幹線道路沿いでは商業施設が立地し、スプロール的な都市化と都市的土地利用のリボン状の拡大が進んだ。1992 年から 2006 年にかけての土地利用変化では、都市的土地利用の拡大が小金井街道沿の武蔵小金井駅に近接した場所で目立っていた。この地区では一階が雑貨屋や喫茶店で、二階以上がマンションという構成の中高層住宅地が多くなった。また、連雀通り沿いには古い飲食店や小売商店、および JA などの商業施設も立地している。小金井街道と連雀通りに面していない地区でも宅地がアーバンスプロール的に広がり、緑地は幹線道路の沿線から離れて分散的に分布するようになった。野川沿いや西武多摩川線沿で

は、散策のための遊歩道や鉄道の線路が土地開発の緩衝帯になり、都市的土地利用の拡大が抑制され、それほど大きな緑地の変化はみられなかったことがわかる。全体としては、1992年から2006年にかけての緑地は一部の農地を除いて、維持されていることがわかる。

1992年と2006年の小金井市南東部における緑地の種類別分布を示した図6によると、社寺林と樹林地、および公園緑地には変化がほとんどなく、農地の多くも生産緑地となったものが残っていることがわかる。樹林地が残っている場所は市や都によって保全緑地に指定されたもので、その効果が景観として現れている。このような緑地は1974年以降、宅地化が進行するなかで最終的に残された緑地といえる。小金井市南東部の事例地域に存在する緑地の2006年現在の種類と利用方法、および保全主体について表1にまとめた。

最初に、1992年と2006年の緑地分布を比較すると、保全地などの樹林地、公園、社寺林についての緑地は大きな変化はない。しかし、農地に関しては武蔵野公園の西部において減少がみられる。これは宅地開発による造成地化が原因であった。次に、小金井市南東部の緑地の種類と属性について検討する。小金井市南東部の保全緑地には小金井市指定のものと東京都指定の2種類がある(表1)。小金井市指定の緑地は市の都市計画によって定められた環境保全緑地であり、東京都指定の緑地は都市緑地保全法によって定められた緑地保全地域である。

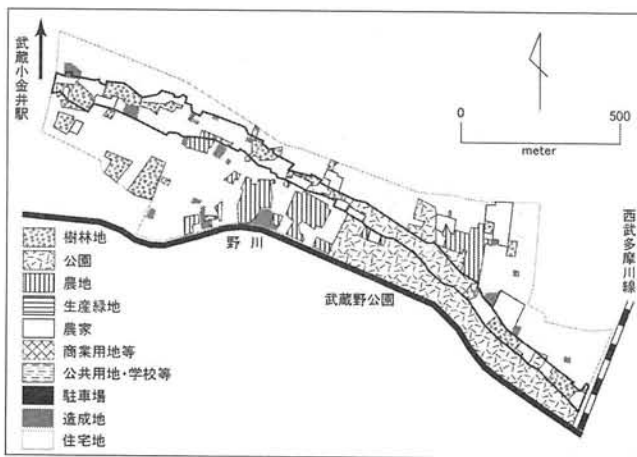


図3 小金井市南東部における崖線周辺の土地利用
(1974年)

(資料：空中写真)

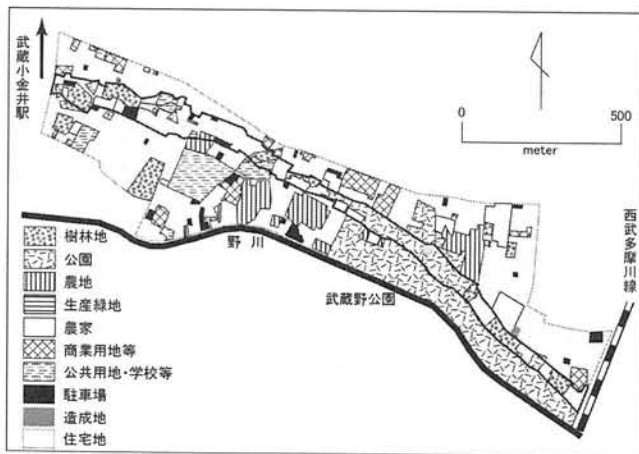


図4 小金井市南東部における崖線周辺の土地利用
(1992年)

(資料：空中写真と都市計画図)

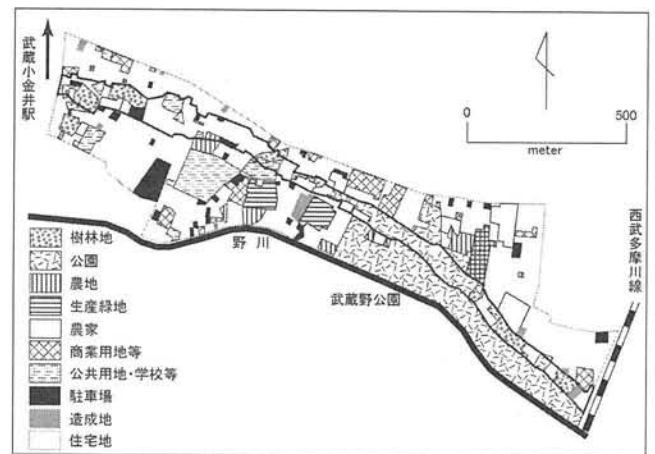


図5 小金井市南東部における崖線周辺の土地利用
(2006年)

(資料：現地調査)

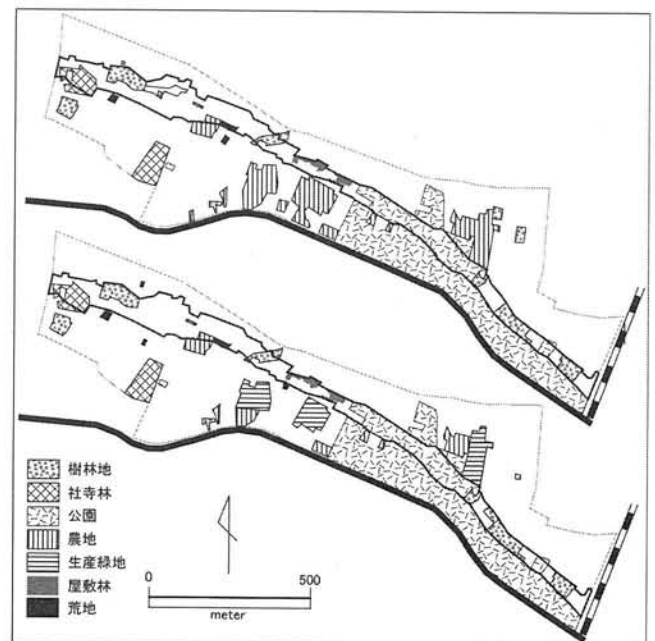


図6 小金井市南東部における崖線周辺の緑地の種類別分布
(1992年と2006年) (資料：土地利用図と現地調査)

全体として、表 1 に示したように、小金井市南東部にはさまざまな種類の緑地が存在する。このように、緑地の種類が多いことは小金井市における緑地保全のプロセスの影響による特徴の一つであった。先述したように、小金井市南東部の緑地については、小金井市や東京都の買い取りによって保全地になった緑地や公園、および社寺林などには変化がないが、農地については減少していることが明らかになった。しかし、小金井市南東部のかつての屋敷林や樹林地を政策的に保全緑地にしたことは、農地が減少傾向にある状況のなかで、屋敷林や平地林とセットとなる農地を保護することになり、市域における緑地面積の確保という点で効果が大きかった。小金井市が定める保全緑地は「環境保全緑地」という名称であり、小金井市緑地保全及び緑化推進条例（1983 年施行、2000 年改正）によって市内の貴重な樹林地などが指定されている。

表 1 小金井市南東部の崖線周辺における緑地の種類と属性

名称など	分類	保全・管理主体	備考
はけの森緑地	環境保全緑地	小金井市	小金井市条例による指定
はけの森緑地2	環境保全緑地	小金井市	小金井市条例による指定
金蔵院	社寺林	宗教法人	崖線の上に立地
小金井神社	社寺林	宗教法人	崖線の下に立地
美術の森	環境保全緑地	小金井市	はけの森美術館に隣接
国分寺崖線の緑地保全地域	緑地保全地域	東京都	東京都条例により指定
武蔵野公園	公園緑地	東京都	小金井市・府中市にまたがって立地
はけの上公園	公園緑地	小金井市	開発に残された
たけのこ緑地	小樹林地		小緑地等を小金井市が
さくら緑地	小樹林地		買い取り維持管理

(資料：現地調査)

他方、東京都の定める保全緑地は「緑地保全地域」という名称であり、東京における自然の保護と回復に関する条例によって、樹林地と水辺地などが単独で、あるいは一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域として指定されている。国分寺崖線沿いには、緑地保全地域が分散して分布しており、それらは 1994 年以降に随時指定されてきた結果でもあった。これは、地権者と保全主体との合意形成が広域的・体系的に行われてこなかったためでもある。東京都の緑地保全地域のなかには、小金井市の新小金井街道と国分寺崖線が交わる場所に立地する「滄浪泉園」のように、入園料を伴って公開を行っている緑地もあるが、ほとんどの緑地保全地域では規模や面積が場所によって異なり、自然環境の保護や費用・管理の面から公開が難しいため、原則として立入禁止となっている。

本研究の事例地域においては、はけの森緑地（写真

1）とはけの森緑地 2、および美術の森（写真 2）が環境保全緑地としてあり、コナラ・シラカシ・ケヤキ・ヤマザクラなどのかつての崖線の斜面林を構成した落葉広葉樹樹林の樹種が多くみられる。はけの森は東京都市町村樹林地公有化資金を適用して再整備された初めての保存緑地で、1990（平成 2）年に指定を受けた。はけの森緑地 2 もその後に指定され、ともに入園無料で開園時間は月曜日と木曜日の午前 10 時から午後 4 時までとなっている。保全緑地の園内にはビオトープも設置されていて、それは生物多様性や自然生態系に配慮した構造になっている。

美術の森は大岡昇平の小説『武蔵野婦人』のモデルになった場所として知られ、国分寺崖線の貴重な自然を残すため、1990（平成 2）年に東京都市町村樹林地公有化資金の適用を受けて保全された。また保全緑地には、芸術院会員でもあった洋画家の中村研一が後半生過ごした屋敷跡もあり、建築家佐藤秀三の設計による旧宅と茶室「花侵庵」が残されている。



写真 1 保全緑地としての小金井市の「はけの森緑地」
(2006 年 6 月、筆者撮影)



写真 2 保全緑地としての小金井市「美術の森」
(2006 年 6 月、筆者撮影)

これらの建築物の一部は元々、1989 年に財団法人中

村研一記念美術館として開館したもので、2005年からは「ハケの森美術館」として小金井市に寄贈された。美術の森の入園は無料であり（美術館は有料）、開園は月曜日と木曜日の午前10時から午後4時までとなっている。美術の森の保全緑地内には東京都の名水57選にも選ばれた湧水が存在し、ハケの森緑地と同様にビオトープの拠点としても機能している。これら環境保全緑地については、案内板の設置や公開時間の制限などを小金井市が行い、下草刈や剪定作業などの緑地の維持管理作業は地域住民や市民団体のボランティアを募って行っている。また、自然観察会やビオトープづくりなどのイベントの開催も市が中心になって行われ、それらの活動は子どもから大人まで地域住民の緑地保全に対する意識の高揚と啓発に貢献してきた。

小金井市南東部の崖線緑地における保全と適正利用の実態と個々の存在形態の議論を踏まえて、この地域における緑地保全のメカニズムをモデル化したものが図7である。小金井市南東部においては緑地の維持管理や利用運営などの全般的な保全活動に関しては行政が大きな役割を担っていることから、モデルに示された行政からの太い矢印は緑地保全に与える影響が強いことを示している。「小金井市環境基本計画」により小金井市における緑地の動向を概観すると、小金井市の緑被率は1974（昭和49）年に約40%あったが、年々減少して1998（平成10）年には約30%になってしまった。また、小金井市には約105haの農地が残されており、それが市の緑被面積の約3分の1を占めていた。緑被率の減少が決定づけられた状況のなかで、小金井市は他市に先駆けて1992（平成4）年に「小金井市地域環境管理計画」を策定し、環境保全をまちづくりの主要な柱の1つと位置づけた。具体的には、「みどり」と「水辺」を一体化した緑地保全と、高層マンション建設などにもなう都市生活の環境悪化の防止と良好な都市景観の創出、およびゴミ減量化などを重要な課題として、行政・市民・事業者が協同して取り組むという方向が打ち出され、それらの環境的な視点が市の特色ある試みとして大いに評価されることとなった。しかし、「小金井市地域環境管理計画」では地域環境の大まかな目標や方向性が示されたものの、それを実現する具体的な仕組みや活動を、あるいは方法や組織を示すことができなかった。そのため、「小金井市地域環境管理計画」は現実に環境保全を進めるためのドライビングフォースにはなり得なかったという反省もあった。

そこで、小金井市では近年になって地域環境の保全

に関する課題解決のための枠組み作りが行われるようになった。かくして、小金井市は地域が自らの地域や社会の目指す将来像を描き、独自の施策や市民の取り組みによってそれを実現していくことの可能性と責任を自覚するようになった。そして、それらが大きく広がりつつある社会の変化を踏まえ、循環を基調とした持続可能な社会を構築して、良好な環境を次世代に継承していくために「小金井市環境基本条例」を制定し、2003（平成15）年7月から施行した。この条例に基づき、地域の環境保全や地域づくりの理念を実現していくために、新たに策定されたのが「小金井市環境基本計画」（2005（平成17）年）であった。この計画の策定に当たっては学識経験者のほか、公募による一般市民も交え、さらに学校でのワークショップを通して小学生に小金井市の環境や将来に向けてより良いまちづくりはどのように行えば良いかのアイデアを募り、それらを大いに参考にしている点に特徴がある。

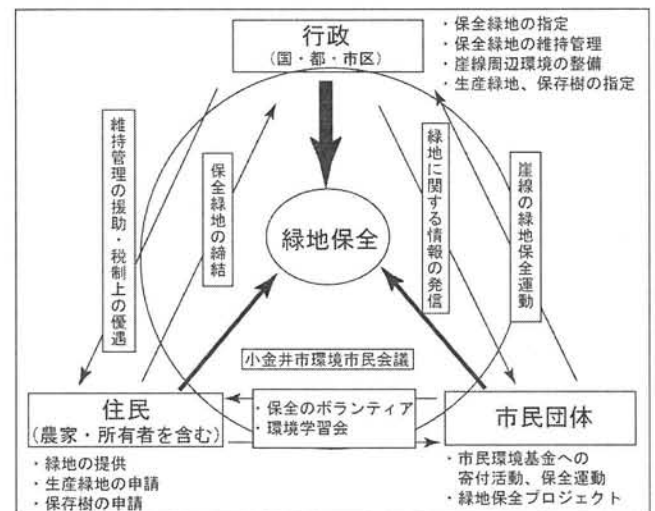


図7 小金井市南東部における緑地保全モデル

以上のように、小金井市では近年になって緑地保全に市民の参加と市民との協働、および情報公開などの考えが生まれてきたといえる。しかし、国分寺崖線の保全緑地の成立年次からもわかるように、1980年代には小金井市による保全緑地の指定が行われておらず、緑地保全に関する主体間の結びつきはほとんどなかった。行政がある程度の緑地の確保を行った結果、現在のような行政—地域住民—市民団体といった保全主体間のつながりの素地がつくられたといえる。実際、国分寺崖線の緑地保全に関しても行政による保全への働きかけが重要であった。もともと小金井市南部には多摩川の支流である野川が流れており、高度経済成長期には水質汚染が著しく、緑地の保全活動が1970年頃か

ら盛んになった。野川の水源はハケの湧水によるところが大きく、そのことは国分寺崖線の緑地を保全しようとする活動が起こる1つのドライビングフォースになった。このような背景に基づいて、小金井市では1983（昭和58）年に小金井市緑地保全及び緑化推進条例が策定（2000（平成12）年改正）され、市内に残った私有地の緑地の買い取りが行われるようになった。

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の第6条では、「市長は、緑地として保全することが必要な土地又は樹木の集団もしくは樹木について、当該緑地の所有者又は占有者もしくは管理者（以下「所有者等」という）からの申請に基づき、次の各号に掲げる区分により、保全を図る緑地（以下「保全緑地」という）として指定することができる」となっている。緑地の所有者（地権者）には一定の奨励金が交付されるだけでなく、土地課税の一部免除などのメリットがある反面、林地の開発や木材の伐採に制限が加えられている。この環境保全緑地の制度は5年ごとに更新されているが、今までのところ、保全緑地が解除された事例はない。

事例地域においては、「ハケの森緑地」や、「美術の森」などがこの環境保全緑地にあたる。現在、これらの環境保全緑地では公開時間や利用に制限が設けられているが、ボランティアや地域住民などによる手入れが定期的に行われているほか、周辺の小学校や市民を募って環境学習や環境教育も行われている。これらの点において、小金井市の崖線緑地は周辺地域の生活に溶け込んだ良い保全状況にあるといえる。しかし、小金井市が緑地を買い取り保全地にする制度では、資金的にも予算的にも限界があり、緑地が広域的になればなるほど買い取りが難しくなっていく。そこで小金井市は、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて、緑地保全地域に国分寺崖線の緑地を指定することにした。その結果、小金井市の保全地は1994（平成6）年から拡大されていった。

事例地域においては、武蔵野公園北部の一部で緑地が都の保全緑地に指定されている。保全緑地では利用や開発に厳しい制限がかかり、フェンスなども設置され、緑地が地域住民の利用と隔離されてしまう。場合によっては、緑地の利用を積極的に促して、市街地での緑地の価値を高めながら保全していく立場と、自然な状態で緑地を純粋に残していく立場との間で、意見や利害の調整が必要になる。最悪の場合、緑地の保全や利用における方法や仕方で衝突するなどの問題が生じてくる。小金井市では制度で担保された保全緑地以外にも、「ハケの道」などの歩道や「ハケの小道」など

の緑道、「ムジナ坂」や「二枚橋の坂」のような国分寺崖線やその周辺の緑地、および野川など水域において、環境資源の保全と利用が進められている。2005年からは「ハケの森美術館」（旧中村研一記念美術館）の運営も開始され、新たな観光スポットや湧水を生かしたビオトープの場として期待されている。旧中村研一美術館が財政危機に陥り、市に寄贈する形で運営を委託した際は、小金井市も東京都に委託するよう働きかけようとしたが、市民との話し合いなどを通して、市が運営する形で利害調整が行われた。

このような現在に至るまでの経緯から、小金井市の事例地域の場合、小金井市や東京都といった行政の政策が国分寺崖線緑地の保全や適正利用に大きな役割を果たしており、市民のボランティア活動や地域住民の保全への働きかけは行政の政策を契機に行われる場合が多く、行政以外の保全主体が行政と対等な立場で緑地保全に関連するまでに至っていない。その結果、国分寺崖線の緑地保全をモデルにする場合、小金井市における行政の影響が非常に強く、行政を中心にして地域住民や市民団体が結びついているといえる。このようなモデルは行政の支援があるため、緑地の保全と適正利用は円滑に進められるが、行政の支援がなくなると、緑地の保全と適正利用のシステムは崩れてしまう。そのため、このモデルで示された緑地保全モデルは必ずしも持続的なものといえない。

3.2 世田谷区西部における緑地保全のメカニズム

世田谷区は国分寺崖線流域の市区のなかでは最も人口が多く、現在の人口は80万を越え、宅地化が早くから進んだ地域でもある。事例地域は東京都世田谷区と調布市との境に位置する成城四丁目から世田谷トラストによる管理緑地が展開する成城三丁目にかけての国分寺崖線沿いである。この地域における鉄道の最寄り駅は小田急線成城学園前駅であり、駅から徒歩で10分から15分圏内は古くから宅地化の進んだ地域で、現在は東京における高級住宅地の1つになっている。

世田谷区の崖線地域では世田谷トラスト協会が1989年に発足し、その組織が1989年以降の世田谷区の緑地保全活動に大きく関わることになる。世田谷トラスト協会は、世田谷区の緑被率が減少していくなかで、武蔵野のかつての面影を伝える樹林地や湧水を、あるいは歴史的、文化的な遺産を後世に伝えていくことを目的に、「世田谷のナショナル・トラスト運動」の推進組織として1989年4月に誕生した。2006年4月1日からは「財団法人せたがやトラスト協会」と「財団法人

世田谷区都市整備公社」が合併し、それぞれがもっていたみどりや住まい、およびまちづくりの専門的な知識やノウハウを「財団法人世田谷トラストまちづくり」に集約化させた。この組織は、これまでに蓄積してきたトラスト活動や住民ネットワークを継承発展させるとともに、区民主体による良好な居住環境の形成と、参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することを目的としている。

基本財産5億円で新たにスタートを切った「財団法人世田谷トラストまちづくり」の事業内容は、以下の8つである。すなわち、①自然環境や歴史・文化的環境の保全・創出、および美しい風景づくりのためにトラスト運動を推進する。②区民、事業者等と行政による連携・協働のまちづくりを推進し支援する。③地域の環境保全や改善に向けたまちづくり推進のための人材育成と活動支援を行う。④協働のまちづくりを推進するために公益信託の運営支援を行う。⑤区民の安心のための住まいづくりの支援を行う。⑥区民の安心のための公共施設の維持保全、および付帯設備の設置管理を行う。⑦まちづくりに関連した駐車場などの設置と管理運営を行う。⑧その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を展開する。現在、財団のビジターセンターが成城四丁目の野川沿いにあり、国分寺崖線におけるトラストの活動を紹介するだけでなく、さまざまな環境学習会や講習会などの拠点となっている(写真3)。このような世田谷トラストまちづくり(以下、世田谷トラスト)の活動が崖線の緑地保全のメカニズムに大きく影響しているといえる。

1974年における世田谷区西部の国分寺崖線周辺の土地利用を示した図8によると、崖線上部の台地には宅地や商業施設、および公共施設が多く立地し、崖線上では一部で宅地化しているが樹林地が多くみられた。一方、崖線下部では宅地やそれに関連した造成地が多く分布していたが、農地も多く分布していたことがわかる。崖線の上部や崖線上では比較的広い区画をもった宅地が立地し、それらの多くは戸建ての住宅になっていた。それに対して、崖線の下部には新しく造成された狭い住宅地が多く分布し、中低層の集合住宅も目立っていた。農家も残存しているが、農地は北部の野川沿いに立地するテニスコートのように土地利用型のスポーツ施設な転換されたり、南部の世田谷通り沿いでみられるように、大型の商業施設に転換されたりした。農地の減少が決定づけられる状況のなかで、樹林地は広い範囲で残されている。このような樹林地は小規模なものを除けば、ほとんどが国分寺崖線上に展開

し、崖線緑地の連続性も識別できる。



写真3 「世田谷トラストまちづくり」のビジターセンター
(2006年7月、筆者撮影)

1992年の土地利用になると(図9)、世田谷区西部では国分寺崖線上の樹林地や、崖線の下部の農地の多くが宅地に転換された。特に、この傾向は成城四丁目において強かった。また、成城四丁目の台地に立地していた樹林地の一部が農地に転換された。空中写真による判読では植木栽培が行われるようになったことがわかった。これは、都市化による省力的な農業の必要性と、生産緑地としての農地を所有することで土地課税を軽減する節税対策を反映していた。野川沿いにはテニスコートやゴルフ場などの土地利用型のスポーツ施設が広い土地空間と都市の余暇空間を担保に立地し、世田谷通り沿いには自動車販売や自動車関連資材を販売する商業施設が道路交通を担保に増加した。

さらに2006年になると、世田谷区西部における国分寺崖線の土地利用では(図10)、成城四丁目の崖線上の樹林地や崖線の下部の農地の宅地化がますます進んだことがわかる。しかし、テニスコートやゴルフ場があった場所は環境共生住宅として中低層の集合住宅に新たに転換され、野川沿いには公園緑地も多く造成されている。成城三丁目では小規模に分散していた樹林地や農地など緑地が消失したが、宅地が公園緑地に転換されている場所もあり、公園緑地として緑地は比較的増加する傾向にある(写真4)。また、この時期まで残存した農地はほとんどが生産緑地となっており、成城四丁目の台地上では世田谷区の借地として公共施設で用いる植木の苗が育成されている圃場が立地している。以上に述べてきた土地利用の変化をまとめると、1974年から1992年にかけて宅地に転用されたのは主に崖線上の樹林地や野川沿いの農地であったことがわかる。

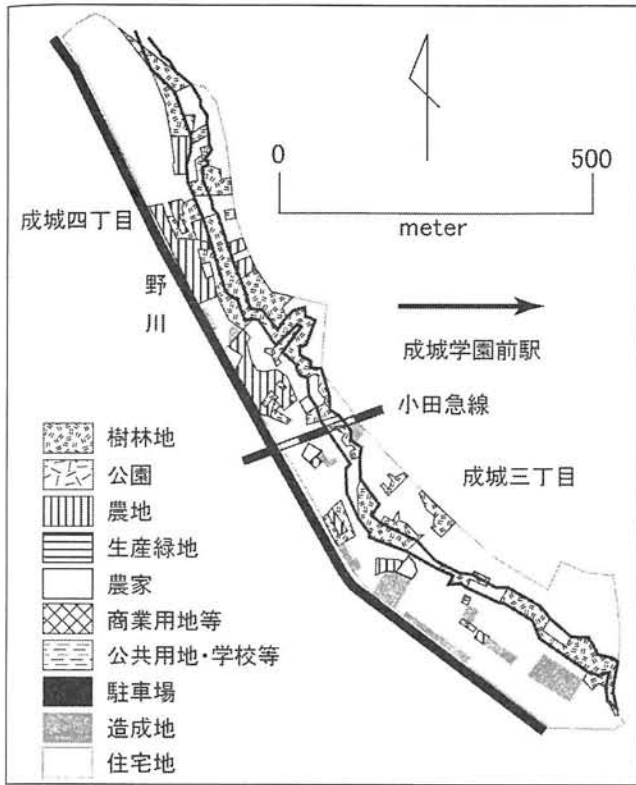


図8 世田谷区西部の国分寺崖線周辺における土地利用
(1974年)

(資料：空中写真)

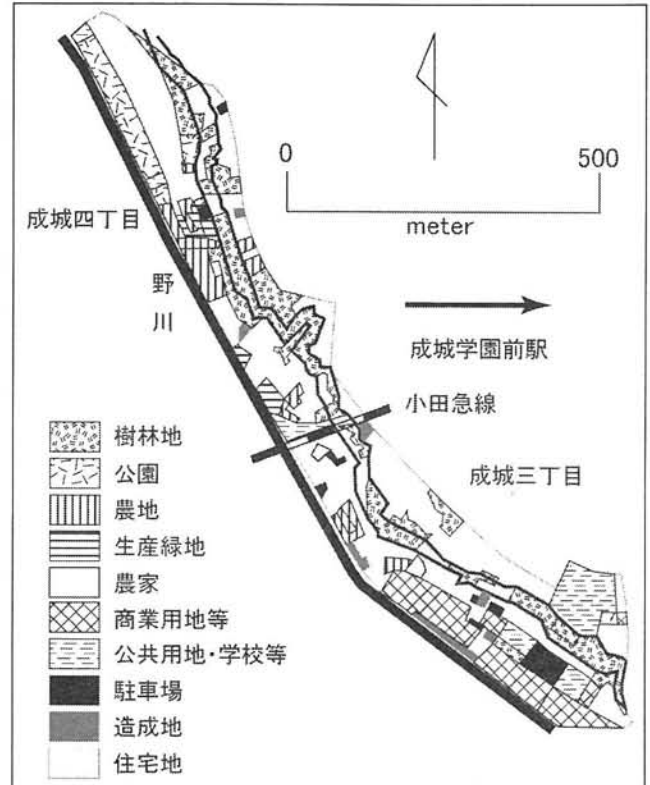


図10 世田谷区西部の国分寺崖線周辺における土地利用
(2006年)

(資料：現地調査)

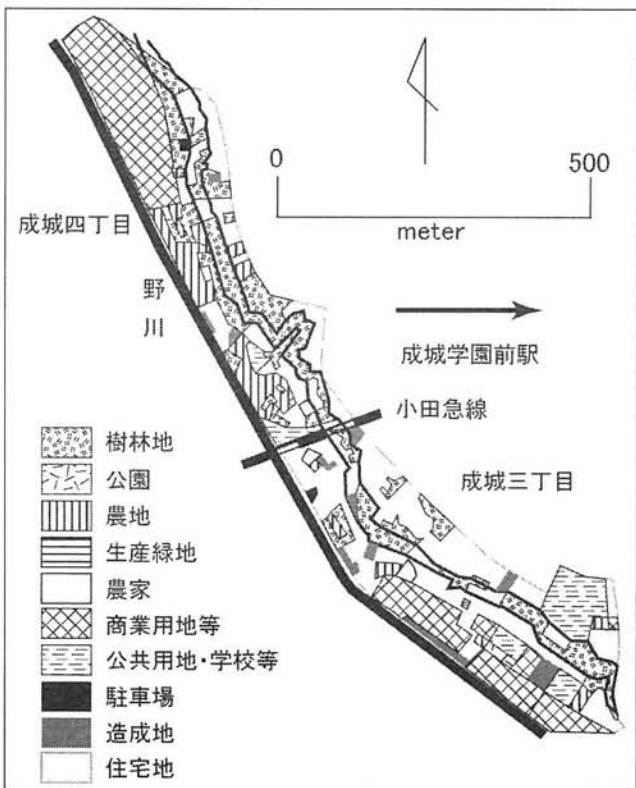


図9 世田谷区西部の国分寺崖線周辺における土地利用
(1974年)

(資料：空中写真および都市計画図)



写真4 世田谷区西部における成城三丁目の公園予定地

(2006年7月, 筆者撮影)

これは、世田谷区において都心から離れた地域よりも駅に隣接した地域が、宅地化に有利であり、そのような地域で早い時期から人口の増加が進んだことを反映していた。具体的には、成城学園前駅に近い台地上から、「成城」という土地ブランドと相まって、樹林地や農地などの緑地は次々に宅地に転用されていった。また1974年から1992年にかけては、世田谷通り沿いでは自動車販売などの商業施設が増え、崖線の下部にも都市化のインパクトが及んだ時期だといえる。

他方、1992年から2006年にかけての世田谷区西部の土地利用変化では、成城四丁目の野川沿いにあったテニスコート場やゴルフ場が、環境を配慮した中低層の集合住宅になっていることと、野川沿いの土地も公園緑地に転用されていることが大きく目立っていた。また、成城三丁目の世田谷通り沿いには、1974年から1992年にかけて自動車販売を中心とした商業施設が立地するようになり、この地域の都市化が着実に進んでいることが示されていた。3つの時代の土地利用を比較してみると、成城学園前駅に近い台地東部から宅地化が始まり、次第に周辺に拡大していったことがわかる。しかし、野川沿いでは緑地公園化が行われ、成城三丁目の一部でも公園緑地が新たに増えている。全体的には、緑地面積は増加する傾向にあるといえる。実際には、駐車場や大型雑貨店、および集合住宅や新たな住宅地などの都市的土地利用のなかに、生産緑地としての農地と公園緑地、および保全樹林地の緑地が大なり小なりの面積を維持しながら混在している。

世田谷区全体の土地利用構成比率の特徴は、国分寺崖線流域の市区のなかで最も宅地の割合が高く、農地や公園、および樹林地などの緑地の割合が低いことにある。これは、先に述べたように、世田谷区における早くからの人口増加と宅地開発が原因であった。これらの人口増加や宅地化は崖線の開発や緑地の変化にも影響している。成城学園前駅の近くの台地から開発が進み、次いで崖線の下部の低地から周辺の農地に、そして崖線上の樹林地が開発されてきた。このような都市的土地利用の拡大プロセスが土地利用の変化から明らかにされた。

1992年と2006年における緑地の種類別分布を比較すると(図11)、崖線上の緑地については大きな変化はみられなかったが、成城三丁目緑地周辺では、かつての宅地が公園や公園予定地に転用されている場所があった。これは、1973(昭和48)年に33.9%であった世田谷区の緑被率が、2001(平成13)年に20.5%に低下したことや、世田谷区が「みどりの生命線」と位置づける国分寺崖線の斜面地における緑被率が1985(昭和60)年の59.1%から2001(平成13)年の38.4%に低下したことなどに対する危機感を反映していた。そのため、世田谷区は公園の整備や造成を行い、緑化を積極的に誘導する施策を行ってきた。例えば、成城四丁目では、野川沿いに立地したかつてのゴルフ場やテニスコート場は緑被率の向上を意識しながら、環境共生住宅や親水公園に変えられ、それらは区や市民団体によって管理されている。しかし農地に関しては、生産

緑地になっている農地以外は必然的に宅地に転用されており、小金井市と同様に緑地としての農地の減少傾向は強い。

2006年現在において、世田谷区西部の事例地域に展開する緑地の種類と利用方法、および保全主体を表2にまとめた。世田谷区西部には農地以外に地域住民と世田谷トラストによって維持管理されている緑地が分散的に分布している。世田谷トラストの概要についてはすでに述べた通りであるが、管理する緑地によってその保全活動の仕方や内容に違いがみられる。野川緑地広場はかつてのテニスコート場やゴルフ場であったが、現在では親水公園として付近の住民の憩いの場となっている。この緑地広場は世田谷区砧総合支所と、世田谷トラストとつながりのある「野川とハケの森の会」のボランティア活動によって管理されている。野川とハケの森の会は、公園の清掃活動や植樹地の手入れとと

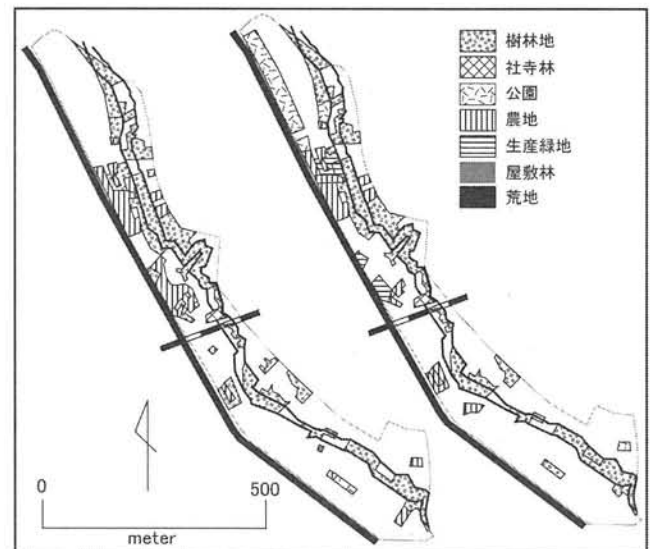


図11 世田谷区西部における崖線周辺の緑地の種類別分布(1992年と2006年)

(資料：土地利用図と現地調査)

表2 世田谷区西部の崖線周辺における緑地の種類と属性

名称など	分類	保全・管理主体	備考
野川緑地広場	公園緑地	世田谷区野川とハケの森の会	ゴルフ場跡地
成城四丁目十一山市民緑地	小樹林地	世田谷トラスト	世田谷区みどりの基本条例による公開
神明の森みつ池特別保護区	特別保護区	世田谷トラスト	東京都の緑地保全地域
喜多見不動堂	社寺林	宗教法人	湧水が存在
なかんだの坂市民緑地	市民緑地	世田谷トラスト	所有者との契約
成城三丁目緑地協定地区	緑地協定地区	住民	都市緑地保全法で定める緑地協定地区
成城三丁目緑地	都市緑地	世田谷区 世田谷トラスト	都市計画上の都市緑地

(資料：現地調査)

もに、自然観察会などの環境保全に関する啓蒙活動も行っている。また、このような保全管理作業や啓蒙活動に関して、技術的な面や知識的な面で世田谷トラストから人材の提供などを受けることで、保全主体間の協力体制が構築されている。

成城四丁目十一山市民緑地は世田谷区のみどりの基本計画（1999年3月策定）によって公開されている樹林地である（写真5）。案内板の設置や遊歩道の敷設、および下草刈などの維持管理作業は世田谷トラストに委託されている。この緑地の面積は約800㎡で、公開時間は午前9時から午後5時（11月から3月は午後4時まで）となっている。神明の森みつ池特別保護区は世田谷区の特別保護区に指定されているだけでなく、23区において唯一の東京都の緑地保全地域になっている（写真6）。この緑地保護区内は東京23区内には2カ所しか自生していないゲンジボタルや、絶滅危惧種に指定されている動植物が数多く棲息する貴重なサンクチュアリとなっている。樹木が谷間を覆い、4カ所ある豊かな湧水が谷頭を中心に湿地帯を形成しており、それらがつくる森林の景観は、都会のなかでは別世界の雰囲気を醸しだしている。保護区内の樹林は、ハンノキやクマシデなどの落葉広葉樹の自然林と、武蔵野の林を代表する二次林のクヌギやコナラなどが混じり合っている。世田谷トラストに所属する「成城みつ池を育てる会」によって、生物調査や樹木の剪定、下草刈り、落葉掻き、腐葉土作りなどの保全活動が行われている。この特別保護区は原則として常時非公開であるが、年に数回開放して自然観察会が行われている。

成城三丁目にある「なかんだの坂市民緑地」は所有者（地権者）と市民緑地としての契約を結び、その維持管理を世田谷トラストのボランティアグループの1つである「なかんだの坂市民緑地ボランティアワークショップ」が中心になって行っている（写真7）。ここで用いられた市民緑地制度は都市緑地保全法によって定められものである。このような市民緑地契約の締結は、土地所有者にとって以下のようなメリットがあった。すなわち、地方公共団体や緑地管理機構が緑地管理を行うことにより、地権者の管理負担が軽減される。また、契約期間が20年以上の要件に該当する場合、相続税が20%程度の評価減となるだけでなく、土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税と都市計画税が非課税となる優遇税制により、地権者は土地所有のコストを軽減できる。以上に述べた優遇税制を基盤にして、なかんだの坂市民緑地がつけられた。ここでは管理の不備から一時期モウソウチ



写真5 成城四丁目十一山市民緑地

（2006年7月、筆者撮影）



写真6 神明の森みつ池特別保護区

（2006年7月、筆者撮影）



写真7 なかんだの坂市民緑地入り口

（2006年7月、筆者撮影）

クが増え、多く自生していたニリンソウなどの固有植物が少なくなりました。しかし、現在では市民緑地としてのメリットを活かし、ボランティアグループの定期的な保全活動が行われ、固有植物は少しずつ数を戻しつつある。ニリンソウ以外にもユリノキ・キン

ギョツバキ・ネズ・ヤマアイなどの固有植物をみることができる。公開時間に制限が加えられているが、自然観察会や作業体験などのイベントも市民参加を基調にして積極的に行われている。その他、園路の整備や竹の間引き、あるいは下草刈りや植物調査、さらに竹の数量調査などが、あらかじめ決められた年間スケジュールに基づいて行われている。

他方、「成城三丁目緑地」は1994（平成6年）年1月に2haの都市緑地として都市計画において決定された（写真8）。世田谷区は、2001（平成13）年までに当該の事業計画面積である1.8haを農林水産省東京営林局から取得した。基本的には、この取得した土地は緑地として残していくことになり世田谷区は土地の管理運営を世田谷トラストのボランティアグループの1つである「成城三丁目緑地里山づくりコア会議」に委託した。成城三丁目緑地では崖下に湧水地が2か所あり、崖上に草が広がり、緑豊かな林にはカワセミやサワガニ、カブトムシなどの生物が多く棲息している。ここでは、園路整備や案内板の設置、および植物調査や生物調査が行われるとともに、隣接する明正小学校の総合学習の時間に里山活動を学ぶ場所として、ボランティアグループが環境教育に協力している。このような世田谷トラストのボランティアグループによる保全活動は、1回につき10~30人の規模の参加で行われ、資金や資材、および人材の確保には世田谷トラストの協力を得ている。



写真8 世田谷区西部に立地する成城三丁目緑地

（2006年7月、筆者撮影）

事例地域内では、成城三丁目の樹林地が緑地協定地区として保全されている。緑地協定地区とは、都市緑地法の緑地協定制度的によって定められたもので、土地所有者（地権者）と地域住民との合意によって緑地の保全や緑化に関する協定が締結される制度である。いわば、この制度は地域住民の協力で、地域を良好な居

住環境にすることを目的としている。土地の所有者（民間ディベロッパーなどを含む）や土地の借地権者（地上権あるいは借地権を有する者）も、この制度を利用できるとしており、関係者で話し合いを行い、地域ぐるみで緑化を行うことができる。そのため、計画的な緑化が図られ、地域の居住環境や景観レベルが向上するというメリットもある。市町村によっては緑地協定制度を促進させるために助成措置を設けているところがあるが、世田谷区では現在までのところ助成金の支援は行っていない。緑地協定制度は世田谷区長の認可を形式的に受け、数年毎に更新しなければならないが、緑地保全のきっかけや促進に大きな役割を果たしている。

世田谷区西部の成城三丁目から四丁目の崖線緑地の保全と利用の実態を踏まえて、この地域における緑地保全のメカニズムをモデル化したものが図12である。この図によれば、緑地の指定や取得・買い取りに世田谷区や世田谷トラスト協会が有意に機能していることがわかる。特に、近年では世田谷トラスト協会による影響が緑地の保全と適正利用において大きくなっており、区から緑地の管理と運営を委託されることも増えている。市民緑地の締結や地域住民と行政の意見交換が世田谷トラスト協会を介して行われるとともに、緑地保全のためのボランティアの育成と広報活動、および資材・技術・人材の提供など、緑地の保全と適正利用に関する多くの機能や役割に世田谷トラスト協会が関わるようになってきている。つまり、行政から世田谷トラスト協会には管理と運営の委託や緑地に関する情報の提供が行われ、世田谷トラスト協会から行政には地域住民からのニーズが提供されている。いわば、

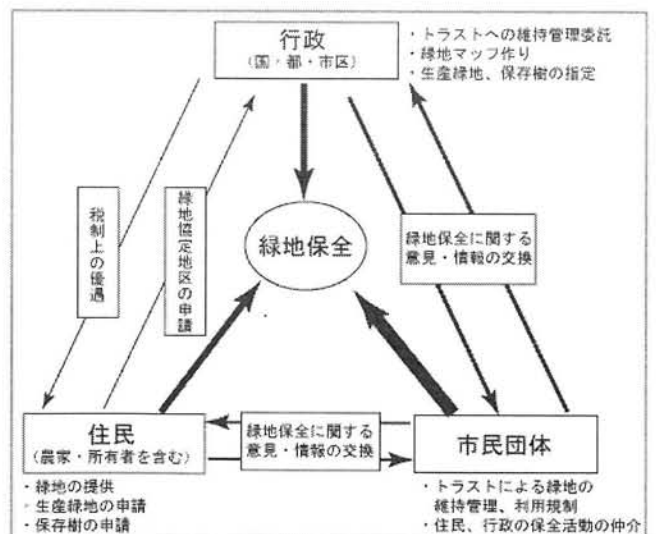


図12 世田谷区西部における緑地保全モデル

世田谷トラスト協会は行政と地域住民のパイプ役ともいえる。

世田谷トラスト協会と地域住民の間では、市民緑地の締結や自然観察会の実施と参加などを介して結びつきがみられるとともに、緑化に対するさまざまな相談も協会が受け付けている。行政と地域住民の間では緑地協定の登録と認可、および政策による保全緑地の登録、さらに税制面の優遇政策や生産緑地の指定などで関係性がみられた。

以上のことから、世田谷区西部の事例地域では市民団体である世田谷トラスト協会は緑地の保全と適正利用に関して最も強い影響力をもっており、行政と地域住民が相互に連携した緑地保全のメカニズムを構築する要の役割を担っているといえる。また、世代交代による相続税の問題で緑地が都市的土地利用に転換されていく現象を防ぐため、緑地に対する優遇政策の提案や、緑地の保全と適正利用における管理コストの支援などにおいても、協会の活動が大きな役割を果たしてきた。

IV. 緑地保全メカニズムの比較と課題

小金井市南東部と世田谷区西部の事例地域における緑地保全のメカニズムを明らかにし、保全モデルを構築した結果、保全主体の関係にさまざまな違いがあることがわかった。第1の事例であった小金井市南東部では行政の政策による保全緑地の指定が緑地の保全と適正利用に大きく影響していた。ここでは、緑地保全に対する土地所有者（地権者）の負担が市や都の条例による保全緑地化によって軽減され、崖線だけでなくその周辺の環境とも調和した緑地保全の整備が行政を中心に行われている。これは宅地化が進んだ1974年以降、行政が緑地保全の政策を積極的に進めた結果であり、この地域のもつ自然環境や文化環境の存在も住民や市民団体の緑地保全の活動を活発にした。

第2の事例となった世田谷区西部では、世田谷トラスト協会を中心とした市民団体の活動が緑地の保全と適正利用に大きな影響を与えていることがわかった。縮小する樹林地やかつての郊外別荘地などを保全するには、地価の高い世田谷区では行政による買い取りや税負担の軽減を主体とする政策だけでは不十分である。行政—地域住民—市民団体の結びつき全体で崖線の緑地の価値を認識し、ボランティア活動などにより相互の保全負担を減らすことが重要であった。当然のことながら、地域住民が緑地保全の手助けを行うことで満

足感を得られる組織の構築も重要であり、その必要性も緑地保全を進めるドライビングフォースの1つとなった。

緑地変化の分析に関しては、小金井市南東部では元々の農地や屋敷林、および樹林地などが開発とともに減少する状況のなかで、保全緑地を政策的に指定することで緑地の減少が抑制されている。現在、小金井市南東部では大規模な土地開発や都市的土地利用への転換は行われていない。世田谷区西部では、元々あった農地や屋敷林、および樹林地などが土地開発とともに減少するなかで、市民団体を中心とした保全の運動や活動が広がってきたことを契機にして、市民緑地の締結や公園緑地の整備が進んだ。世田谷区も公園緑地を増やしていく政策を積極的に進めるようになり、緑地面積は増加する傾向にある。

以上に述べたように、同じ国分寺崖線の緑地といっても、その保全方法や保全主体間の関係は地域によって差異がある。以下では、国分寺崖線における2つの事例地域の緑地保全方法や保全主体の特徴を比較することで(表3)、保全モデルの共通性や異質性を検討する。小金井市南東部と世田谷区西部の共通性に関しては、国分寺崖線の緑地において農地と樹林地が主に減少している。特に、農地は両地域とも早くから宅地に転用され、それにもなつて屋敷林や平地林の樹林地も生産林や生活林としての利用価値を失った。そして、世代交代や相続を契機にして、多くの樹林地は都市的土地利用に転用されることが決定づけられた。政策や市民団体による緑地の保全活動が発生しない限り、農地はすばやく広域的に開発されてしまう。また、保全緑地として指定する場合にも、取得や維持管理のための資金の確保や税収の減少、あるいは利用制限の是非といった問題点は避けられないものとなっている。現在では、小金井市南東部や世田谷区西部のように、行政と所有者（地権者）との協定によって相続税や固定資産税の一部免除などが行われているが、そのような政策による緑地保全が今後も拡大していくかは財政的な問題から難しい状況にある。また、保全緑地には緑地の利用時間や利用範囲に制限が設けられている。市街地における緑地として利用制限を与えるか、全面的に開放するのか、あるいは一部開放して一部利用を規制する方法を取るのかは、地域の実情や地域住民のニーズに照らし合わせて議論することが必要になっている。

事例とした2つの地域の異質性は緑地保全の仕方や組織作りにある。小金井市南東部は行政の政策による

表3 事例地域における保全主体の特徴とその保全に関する
長所と短所

	保全主体の特徴	保全に関する長所	保全に関する短所
小金井市南東部	<ul style="list-style-type: none"> 行政の政策による保全緑地が多い 維持管理の他、利用規制やボランティアの手配など、行政中心の保全が展開されている 崖線の緑地だけでなく、野川や崖線尾板等、周辺環境も活かした広域的な保全が展開されている 	<ul style="list-style-type: none"> 保全緑地に指定されれば緑地の存続はある程度保証される 崖線周辺の環境も含めた保全が展開されることで、崖線に対する認識や緑地保全に対する意識を地域全体として育める土台が存在している 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の費用及び、更なる買い取りのための費用が常にかかる 利用規制や開発規制によって、地域住民が緑地を利用する機会が減少 手入れが及んでいない場所ではごみの不法投棄等が起きてしまう
世田谷区西部	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷トラストを中心とした市民団体が保全の中心となっている 緑地が多い 市民団体が維持管理、資金や技術の提供、環境学習などのまとめ役となって市民や行政の仲介役となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体の積極的な活動により、崖線を活かした地域の環境学習やボランティア体験などの様々なイベントが定期的に行われている ボランティアの拡大などによって地域全体での保全意識の高まりに期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な緑地の管理に必要な費用や人材の確保の努力が常に必要となる 緑地の利用規制やオーバーユースの問題等、市民全体の意見をまとめなければならない 地域的には緑地面積は少なく、緑地の維持だけでなく拡大も必要である

保全緑地や公園緑地が多く、緑地の量的な保全はある程度確保されている。保全緑地を利用した環境学習や自然観察会なども行われる反面、場所によっては立ち入り禁止区域を設け、利用時間を制限するなどして緑地の保全と利用が比較的バランスよく保たれている。しかし、緑地の維持管理と追加の買い取り事業は莫大な費用がかかり行政の財政を圧迫することや、東京都が国分寺崖線に保全緑地の指定を行わない意向を示すなど問題点も少なくない。緑地保全地になかには手入れが悪く、フェンスなどで囲まれて周辺と隔離されたものもあり、ごみの廃棄や不法投棄の問題も生じている。緑地の量的な保全がある程度担保されているため、今後は質的な緑地保全が必要になるともいえる。

世田谷区西部は市民との契約による市民緑地と、区から委託される形式の緑地など、世田谷トラスト協会によって維持管理される緑地が多い。世田谷トラスト協会は緑地の維持管理だけでなく、緑化講習や自然観察会などにおいても資材や人材の提供を行っており、地域における緑地の保全と適正利用に大きな影響を与えている。世田谷トラスト協会を中心とする保全活動組織も国分寺崖線の緑地保全に対する意識が高く、保全に良い流れを生みだしている。しかし、ボランティア活動では緑地の定期的な管理に必要な費用や人材の確保が課題となり、それらを克服するため多大な努力が常になる。また、緑地の利用規制の必要性やオーバーユースの問題など、地域住民と市民団体との間で意見の調整をしなければならない問題も多い。

次に、事例地域における保全モデルの特徴、およびそれぞれの保全の長所と短所を議論することにより、小金井市南東部と世田谷区西部における緑地保全の課題を明らかにした。実際には、小金井市南東部では行政の政策が緑地の保全や適正利用に対して大きな影響

力をもつことがわかった。それは保全緑地の指定など、緑地の量的な保全に関して特にいえることであった。今後は緑地の保全と適正利用のバランスを保つためにも、行政は地域住民や市民団体との協力を得て、有意で合理的な維持管理の在り方を探っていかなければならない。一方、世田谷区西部では世田谷トラスト協会を中心とした市民団体が主体となって緑地を保全し適正利用する仕組みが構築されてきたことがわかった。今後、緑地の保全と適正利用の仕組みが将来の世代にわたって持続するために、国分寺崖線の緑地に関する保全の意識を育む啓蒙活動や環境教育が必要になってくる。

以上に述べたように、国分寺崖線の緑地環境においては地域によって緑地保全のメカニズムが大なり小なり異なり、それは保全主体間のそれぞれの結びつきの違いや、それらの緑地に対する働きかけの違いに現れている。その要因として、同じ国分寺崖線の緑地であっても、地域によって緑地を取り巻く自然環境や歴史・文化環境、および政策的な要素が異なることが挙げられる。都市化による農地や樹林地の減少は国分寺崖線沿いの地域全体に共通した現象であり、個々の行政の枠を越えた緑地の保全と適正利用を議論する必要性がある。例えば、行政の枠を越えた地域ごとのつながりを意識した緑地保全を行うための情報提供や、緑地の適正利用を促進し、地域の土地開発を抑制する組織づくりが今後の重要になる。

V. 国分寺崖線における緑地保全の在り方と適正利用に関する考察 —むすびにかえて—

国分寺崖線の緑地保全においては、その流域の各市や各地域において、それぞれに政策的な保全が行われていることが明らかになった。しかし、このような行政の枠組みや範囲での緑地保全には限界も生じてきている。例えば、行政別の緑地マップを作成した場合、国分寺崖線のような連続した緑地帯は行政界や統計的な単位地区によって区切られてしまう。それによって、自然環境のつながりや緑地保全に対する意識も分断されてしまう可能性がある。さらに同じ流域の市区域であっても、崖線の面積や規模によっては緑地保全にあまり積極的な活動を行っていない市区もあり、保全に対する意識や考え方に地域的差異も生じている。国分寺崖線の緑地は、さまざまな歴史的遺産や湧水のような自然環境資源としての価値をもつだけでなく、都市域において連続してまとまりある緑地帯として貴重な

存在になっている。また、市区よりも大きな行政組織である東京都や国による緑地保全では、環境や保全方法の地域的差異を差異が十分に考慮しないことも少なくない。例えば、国の政策では地域の事情を考慮することなく、一律に施策の実行が行われることが多い。このような懸念から、国分寺崖線の緑地環境を保全していくには、国分寺崖線の流域に存在する行政と地域住民、および市民団体が連携して緑地の保全と適正利用を行い、そのための知識や技術を共有する組織が必要になってくる。その際、地域それぞれの緑地保全の課題や、国分寺崖線とその周辺の土地利用に影響を与える因子を、国分寺崖線全体の課題としてミクロな視点からマクロな視点へと保全の視点を移す必要がある。現在の緑地保全に関する研究では、ミクロな視点に主眼がおかれ、緑地帯の展開する舞台として流域全体をマクロな視点で緑地保全を議論した研究は少ない。

そこで、本研究は河川における流域的環境保全の考え方を援用し、緑地保全の将来的な在り方を検討した。岸（1997）は、神奈川県鶴見川流域の鶴見川ネットワークを中心とする市民団体が行っている環境保全を流域思考という言葉を用いて説明している。河川における流域思考とは、上流から下流までの流域全体を意識することであり、その考えた方に基づいて鶴見川の環境保全が実践されている。実際、河川における流域思考は、上流で何か環境問題が起きると、それが下流にも悪影響を及ぼすことから流域全体としてつながりを意識した保全活動が必要であるという発想から始まった。この流域思考の発想は国分寺崖線の緑地環境においても生かすことができる。崖線緑地の場合、どこが上流にあたり下流にあたるかは明確ではない。しかし、崖線の下部を流れる野川の流量の減少を食い止めるためには、崖線周辺の緑地を整備することが重要である。また、緑地保全のために市街地の農地を利用して直売所や市民農園の運営を行い、それらの農地を維持するために防風・防砂林や屋敷林が保全される。かくして、武蔵野のかつての景観を残すために国分寺崖線とその周辺の低地と台地の緑地保全が行われる。このように、国分寺崖線においても各地域で緑地保全に関するつながりは大なり小なり存在し、どこか1つの地域で不都合が生じるとそれが周辺にも派生する可能性をもっている。

事例地域においても、農地とともに屋敷林が減少する現象や、崖線と野川をつなぐ緑道を整備する計画など、1つの緑地の保全と適正利用にとどまらず周辺の環境を巻き込んで活動が広がっている。このような事

例を考慮すると、国分寺崖線地域では崖線と周辺とを結びつけた緑地環境が流域思考に当てはまる。鶴見川ネットワークの組織に関する研究を行った佐藤・熊谷（2003）が指摘しているように、鶴見川ネットワークとその市民団体の活動を通して、行政との協力によって水辺域の保全が行われるとともに、活動拠点を利用した小学校への環境教育が実施されている。それらの活動は行政の単位や枠組みやで行われるのではなく、鶴見川流域という自然的な土地区分に基づいて行われている。このことは、流域全体の環境保全計画の策定に積極的に貢献することになる。また同様に、流域思考的な保全に関する情報を公開している組織にアメリカ環境保護局（Environmental Protection Agency）がある。この組織のホームページにアクセスすればアメリカ全土の地図が現れ、調べたい地域をクリックしていくとより詳細な地域に分類され、各河川沿いの水質や大気に関する情報から、環境保全に関するさまざまな情報が誰でもアクセスできるようになっており、環境保全の啓蒙と促進に大きな役割をはたしている。

以上に言及した事例は国分寺崖線の緑地保全に関する情報を共有する枠組みのアイデアを提供してくれる。具体的には、国分寺崖線における流域全体の行政と地域住民、および市民団体が一体となって崖線の保全を議論する仕組みが必要であるといえる。最近では2006年10月に行われた国分寺崖線フォーラムのように、流域全体の環境問題を議論するシンポジウムが開催されるようになった。環境問題を議論するこのような場や機会は今後ますます発展すると期待されている。地域レベルでも、小金井市環境市民会議のように、行政と地域住民、および市民団体が連携する組織が生まれ、全体としては保全主体間の関係強化がいろいろな仕方や仕組みで試みられている。市民団体が流域思考に基づいて環境保全の活動を行っている典型的な例は鶴見川ネットワークであるが、国分寺崖線フォーラムや小金井市環境市民会議のような事例はその活動と様相を異にしている。それは、国分寺崖線フォーラムや小金井市環境市民会議がどちらかというともまだ行政主導による性格が強いためである。しかし、それは保全主体の役割の一部として行政がリーダーシップを担っているだけであって、国分寺崖線を舞台に行政—地域住民—市民団体が協力して緑地環境の保全とその活動拠点を利用した環境教育や環境学習を行っている。この点は鶴見川流域の保全活動とほぼ同じである。このような保全主体間の関係強化は今後の適切な緑地保全モデルにつながっていく。

最後に、国分寺崖線において流域思考による緑地保全が行われる可能性を踏まえながら、保全主体間のつながりによる適切な緑地保全モデルを検討し、今後の緑地保全の在り方を検討した。現在、国分寺崖線流域においては、さまざまな保全主体が各地に存在しているが、緑地保全に対する全体的な方向性が定まらないという問題も生じてくる。つまり、個々の保全主体がそれぞれ地域で保全活動を多様化させ、そのことによって国分寺崖線の緑地のつながりやまとまりが失われ、体系的な緑地保全が難しくなる。また、保全主体間で緑地保全に関する意識に差が生まれ、緑地保全の持続性が損なわれるという問題もでてくる。その一方で、保全活動の多様化は一部の保全がうまくいかななくても他の保全主体の活動によって補完され、緑地保全がある程度持続されるという利点もある。保全活動の補完性を確かなものにする意味でも、保全主体間の地縁的なつながりや機能的な結びつきが重要になる。現在の国分寺崖線においては、どちらかといえば前者の問題を抱えている。そこで適切な保全モデルでは、保全主体間の関係を強め、緑地の保全と適正利用の方向性を調整するつなぎ手が必要になってくる。本研究では、そのつなぎ手を環境教育や環境学習が担うと考え、それに基づいて適切な緑地保全モデルを構築した。

国分寺崖線における適切な緑地保全モデルを図 13 に示した。これによれば、国分寺崖線において緑地保全が発生すると、行政と地域住民、および市民団体の保全活動はそれぞれ独立して起こる。それぞれの主体が保全活動や保全に関する議論を繰り返すなかで崖線緑地の保全に対する共通意識が生まれ、保全主体間に協力関係が徐々にできてくる。このような協力関係や結びつきが次第に複雑化・多様化すると、行政（国・都・市区）—地域住民（所有者、農家、居住者、企業等）—市民団体といった保全主体間のつながりも強化される。次いで、保全主体ごとに保全に関する役割が生まれ、緑地の自然環境やそれを取り巻く地域の歴史に関する情報、緑化の技術や手入れなどの知識、あるいは自然観察会などのイベントの実施や開催のノウハウを共有するようになる。さらに、これらの情報や知識、および技術が国分寺崖線の流域全体で共有されれば、この全体組織は緑地保全に対して強い影響力を発揮することになる。この組織は国分寺崖線全域における保全主体が多く参加すればするほど、緑地の保全と適正利用が円滑に進むようになり、各地域における緑地保全の課題を解決していく枠組みが完成する。

現在、小金井市環境市民会議では行政—地域住民—

市民団体を中心に、企業なども含めた環境に配慮したまちづくりを行う組織がつくられており、その組織は崖線の緑地環境の整備にも力を注いでいる。しかし、そのような活動も市という枠組みを越えて、国分寺崖線全体での活動に発展させていかなければならない。国分寺崖線フォーラムのような活動が今後も定期的に行われていき、各地域における緑地保全の課題を国分寺崖線全体の問題として対応し、保全主体それぞれがお互いの役割を果たしながら協力していく全体の組織や枠組みが必要になる。それは、国分寺崖線においては個々の保全主体が各地で活動を行っているためである。この研究で触れなかったが、国分寺市北西部のように保全主体の活動やつながりが不安定であると緑地がたちまち減少してしまう。そのため、個々の保全主体がお互いの短所を補完し合い、緑地の保全と適正利用の枠組みが崩れないようにする工夫が必要である。

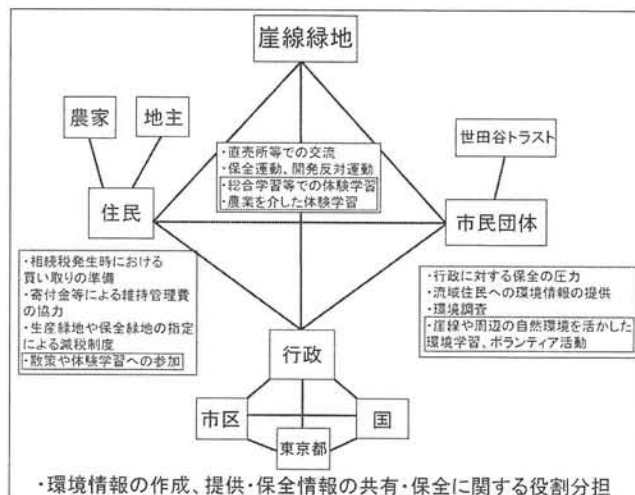


図 13 国分寺崖線における適正な緑地保全モデル

このような緑地の保全と適正利用に対する組織や枠組みは、子どもや大人を含めて、あるいは行政や個々の市民団体を含めて国分寺崖線における環境保全の意識をお互いに高めることで構築されていく。このような組織や枠組みを構築する担い手やつなぎ手、あるいは土台となるのは環境教育や環境学習である。西村（1997）によれば、参加型の環境教育は環境と人間との関係をよりいっそう深め、環境を保全してゆく心情を育成する。国分寺崖線の緑地環境に潜在する自然環境と歴史・文化環境などを共有し、それらから貴重な価値を見出し広く伝える手段として、環境教育や環境学習は大きな役割を果たすことになるし、その役割や機能は今後も続くといえる。例えば、小金井市の保全

緑地や世田谷区の市民緑地などを活用した子どもや大人を対象にした環境教育や環境学習は、行政—地域住民—市民団体の結びつきを強化する仕掛けや機能として期待できる。今後はこのような環境教育や環境学習を行う場所や組織、あるいは人材の育成を国分寺崖線全体の課題として解決していくべきである。環境教育の担い手としては、その地域の自然環境の歴史性や地域性に精通し、保全主体間の関係を十分に理解した人材が望まれる。東京都のレンジャー制度のように、自然環境の適正利用や緑地の整備を行う人材の育成が今後ますます必要になってくる。

謝辞

本研究を進めるにあたり、資料の提供や写真撮影にご協力いただいた国分寺市役所都市建設部の方々、小金井市役所環境部の方々、世田谷区役所総合支所土木公園管理事務所の方々、および世田谷トラストまちづくりビジターセンターの方々には厚く御礼申し上げます。

参考文献

東 正則 1995. 農地は緑地か. 都市問題, 86-12. 41-48.
飯島伸子 1993. 『環境社会学』有斐閣ブックス, 101-104.
石川幹子・岸 由二・吉川勝秀編 2005. 『流域圏プランニングの時代: 自然共生型流域圏・都市の再生』技報堂出版.
犬井 正 1982. 武蔵野台地北部における平地林の利用形態. 地理学評論 55, 549-565.
大橋 毅・管 邦子・大野正彦 2001. 雑木林の植生と環境要因に関する基礎的研究: (1)雑木林の構成(武蔵野台地及び国分寺崖線), (2)異なる管理体系における生物相の実態. 東京都環境科学研究所年報 2001, 144-156.
大岡昇平 1950. 『武蔵野夫人』. 新潮文庫.
貝塚爽平 1979. 『東京の自然史』. 紀伊国屋書店.
金子忠一・蓑茂寿太郎 1985. 都市における残存斜面緑地の特性についての調査研究—特に、川崎市における調査をふまえて—. 都市計画学会学術研究発表論文集, 20, 367-372.
金子忠一 1989. 市街地内斜面緑地の保全に関する研究. 造園雑誌, 52, 294-299.
岸 由二 1997. 都市と自然の共存について: 流域からのビジョン. 自治体学研究, 73, 4-11.
国木田独歩 1939. 『武蔵野』. 岩波文庫版.
ケヴィン, リンチ著, 丹下健三・富田玲子訳 1968. 『都市のイメージ』岩波書店. Kevin Lynch 1960. The Image of the City: M. I. T. Press.

小金井市 2005. 『小金井市環境基本計画』小金井市.
国土庁 1977. 『第三次全国総合開発計画(三全総 閣議決定)』
国分寺市 2005. 『分寺市環境基本計画』
(財) せたがやトラスト協会 1991. 『街・自然ウォッチング 第2集』財団法人世田谷トラスト協会.
(財) せたがやトラスト協会 2001. せたがやトラスト協会のみどりの活動. 公園緑地, 62, 49-52.
斉藤健一・山本 明 1998. 生産緑地及び所有者意識に基づく土地利用意向モデルの構築—千葉県における事例研究—. 都市計画, 212, 79-84.
佐々木 博 1981. 東京西郊における景観と機能の変化. 人文地理学研究, V, 199-229.
佐藤裕美子・熊谷洋一 2003. 鶴見川流域の地域環境保全における市民団体活動及びネットワーク組織に関する研究. ランドスケープ研究, 66, 815-818
関 健志 1997. 地方トラストによる民有緑地の保全. 都市計画, 206, 35-38.
世田谷区 2005. 『世田谷区環境基本計画』世田谷区.
鷹取泰子 2000. 東京近郊における都市農業の多機能性システム. 地学雑誌, 109, 401-417.
高村弘毅 1981. 国分寺崖線の湧水について(基礎資料編)—世田谷区の場合. 立正大学人文科学研究所年報, 19, 33-42.
高村弘毅 1992. 国分寺崖線の湧水の水収支について—数値解析編. 立正大学人文科学研究所年報, 30, 34-52.
武内和彦・松木洋一 1987. 農地の緑地的価値と都市農業の役割. 都市計画, 145, 35-40.
武内和彦・鷺谷いづみ・恒川篤史編 2001. 『里山の環境学』東京大学出版会.
田中聖美・丸太頼一・柳井重人 1999. 東京都世田谷区における市民団体による緑化活動の実態に関する基礎的研究. 環境情報科学論文集, 13, 79-84.
椿真智子 2005. 文化環境としてのハケー身近な地域学習の題材として—. 東京学芸大学紀要, 56, 73-84.
鏝山英次写真・若林高子編著 2001. 『写真譜 湧水を集めて流れる生きている野川それから』けやき出版.
刀根令子・及川清昭・浅見泰司 2005. 東京都における寺社境内の形態的特徴と都市緑地環境への貢献. GIS—理論と応用, 13, 129-137.
中島敏博・田代順孝・古屋勝則 2006. 都市近郊住宅地住民の周辺緑地の利用から緑地保全活動への参加意欲を持つまでの発展プロセス—東京近郊の都市の事例. 環境情報科学論文集, 20, 199-204.
西村幸夫著 1997. 『環境保全と景観創造—これからの都市風景へ向けて—』鹿島出版会.
橋詰直道 1980. 東京都における都市公園の発達過程とその

- 分布構造. 地理学評論, 53, 189-202.
- 橋詰直道 1994. 千葉県下の自治体における緑地保全政策の新たな動向. 地理学評論, 60A, 170-180.
- 橋詰直道 1997. 福岡市・北九州市における緑地保全政策の展開—緑地保全地区の指定を中心に—. 駒澤地理, 33, 117-143.
- 橋詰直道 2002. ロンドンにおける都市自然の保全と環境NPOの活動. ランドスケープ研究, 65, 811-816.
- 樋口利彦 2006. 自然保全計画に発展した環境学習. BIO-City, 34, 110-113.
- 松本至巨 2001. 東京中心部武蔵野台地末端における緑地の地域的特徴. 地理学評論, 74, 202-216.
- 円井基史・仙田 満・國吉真哉 2000. 横浜市における斜面地の変遷と保全に関する研究. 日本建築学会学術講演梗概集, 859-860.
- 丸太頼一著 1983. 『都市緑地計画論』丸善株式会社, 1-15.
- 丸太頼一・細川卓巳 1986. 都市地域における緑化基金の役割と現状に関する研究. 千葉大園芸報, 38, 103-111.
- 丸太頼一著 1994. 『都市緑化計画論』丸善株式会社.
- 丸太頼一編 2005. 『環境都市計画事典』朝倉書店.
- 三浦 修 1995. 二次植生の保護と保全—屋敷林景観を保全するために—. 季刊地理学, 47, 216-220.
- 柳憲一郎・森永由紀・磯田尚子編著 2006. 『多元的環境問題』増補改訂版 208-227.
- 柳川 豪・加我宏之・下村泰彦・増田 昇 2006. 堺市を事例とした大都市における市街化調整区域内の農地転用に関する立地要因に関する研究. 環境情報科学論文集, 20, 117-122.
- 山鹿誠次 1971. 南北断面から見た武蔵野の都市化. 東京学芸大学紀要, 23, 109-119.
- Lawrence, H. W. 1993. The greening of the squares of London: transformation of urban landscapes and ideals. *Annals of the Association of American Geographers*, 83, 90-118.
- Rowntree, R. A. 1984. Ecology of the urban forest: introduction to Part. *Urban Ecology*, 8, 1-11.
- 鶴見川流域ネットワークキングのホームページ
<http://www.tr-net.gr.jp/>
(最終アクセス 2007年1月9日)
- EPA (米環境保護局) のホームページ
<http://www.epa.gov/ecosystems/>
(最終アクセス 2007年1月8日)